

## 【史料紹介】

### 阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控

藤本健太郎

「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」は、文政十一年（一八二八）に発覚したシーボルト事件の時に、日本地図をシーボルトに渡したとして連座した、阿蘭陀小通詞末席の稲部市五郎が病死した際の見分記録である。

文政十三年（一八三〇）年五月、稲部は江戸町奉行の裁決によって、上野国七日市藩の前田大和守家（前田利家の五男、利孝を藩祖とする。一万石）へ引き渡され、永牢の処分を受けることとなった。稲部は在牢中の天保十一年（一八四〇）七月に入って体調を崩し、同年八月に七日市で死亡する。

本史料では、稲部が「痢疾」を発症した後に死去し、その死骸が塩漬けとなり、江戸町奉行配下の与力二人によって見分されるまでの様子が、検死場所の見取図、牢役人や医師への聞き取りも含めて詳細に記述されている。

執筆者である石井住右衛門は七日市藩士であり、藩医で伊東玄朴門下の蘭学者であった畑道意（鉄鶏）とともに、稲部の死を看取った人物であった。

七日市藩御預け後の稲部市五郎の関係史料について検討した研究成果としては、呉秀三『シーボルト先生―其生涯及び功業―』（吐鳳堂書店、一九二六年）、金杉英五郎『故稲部市五郎の赦免問題』（群馬県北甘楽郡医師会、一九三二年）などのほか、群馬県内の自治体史として『富岡史』（富岡史編纂委員会編、一九五五年）が存在する。

これらの先行研究に加えて、本史料ととりわけ深い関わりを持つ

た論文として挙げられるものが、川村恒喜「稲部市五郎の死骸見分」（『掃苔』第四巻第四号、一九三五年）である。当該論文には川村氏の蔵本として本史料が紹介されており、稲部の死去した日付が墓碑銘と相違していることに対する検証や、江戸町奉行所の与力による死骸見分の様子の紹介が行われている。

その後、本史料はいずれかの時期に川村氏の手を離れ、数次にわたる古書店での売立を経て、平成二十九年（二〇一七）二月、長崎市長崎学研究所の研究史料として取得されるに至った。なお、本史料の所有者が変遷した顛末については、蝦名則「黒船館蔵書と稲部市五郎」（『えびな書店店主の記』四月と十月編集室、二〇一一年収載）に詳しい。

また、近年刊行された片桐一男『シーボルト事件で罰せられた三通詞』（勉誠出版、二〇一七年）では、本史料と記述内容が類似する「稲部氏二関スル件」（個人蔵、現在群馬県立文書館でマイクロフィルム焼付製本の閲覧が可能）という史料が翻刻されている。両者を比較すると、異同が複数存在していたことから、両者の書誌上の主要な特徴を列挙しておきたい。

#### ① 「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」

- ・ 執筆者は七日市藩士の石井住右衛門
- ・ 執筆期間は天保十一年七月二十七日から九月九日まで
- ・ 稲部市五郎の永牢宅の見取図を収録
- ・ 「稲部氏二関スル件」では後欠部分にあたる史料末尾に、江戸町奉行所与力からの聞取に対する、七日市藩関係者の回答内容を収録（およそ一丁分）
- ・ 「村」を「林」に類似した筆運びで記すなど、内容の一部に特徴

のある崩しがみられる。

②「稲部氏ニ関スル件」

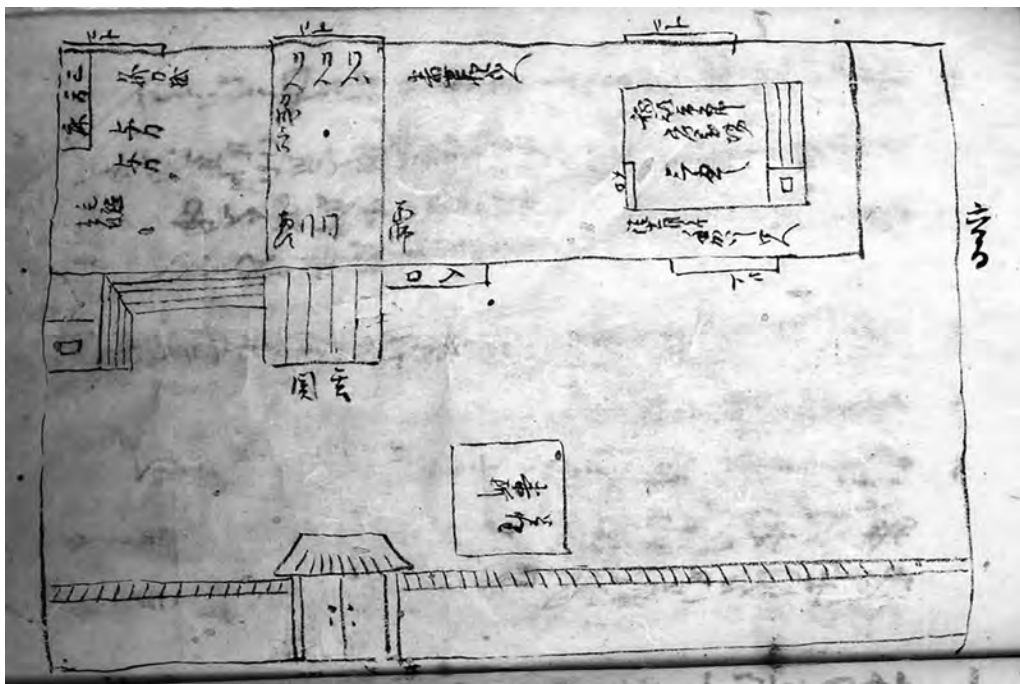
- ・ 執筆者は不詳であるが、七日市地域の名主の家に伝来
- ・ 執筆期間は天保一一年八月二三日から九月八日途中まで
- ・ 明治期以降の自治体史編纂での使用を目的とした、史料の貸出履歴を封筒に記している
- ・ 後年の写本作製時若しくは編綴時の錯誤に起因すると思われる、記述内容の食い違いがみられる

「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」は稲部が死亡した時の対応に深く関わった人物が、執筆者として記されていることに加えて「稲部氏ニ関スル件」と比較しても、記述内容に充実がみられることから、稲部が死去した同時期に関係者の手によって作成された史料と評価することができる。

両史料の優劣を一概に論じることにはできないが、一連の関連史料を検討することによって、シーボルト事件に連座した阿蘭陀通詞がどのような処遇を受けていたのかを知ると同時に、幕府がシーボルト事件に関わった連座人をどの程度、警戒の対象として扱っていたのかを知ることができる。

この史料紹介では、以降にわたって「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」の全文翻刻を掲載した。なお、本史料は現在、長崎歴史文化博物館に収蔵されている(収蔵番号:市学上)。本特集の末尾に掲載している「附録」の翻刻文とあわせて、今後のさらなる研究活用を期待したい。

(長崎市長崎学研究所学芸員)



【稲部市五郎検死之図】

(「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」九月八日条)

〔表紙〕

天保十一子年

阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎  
病死二付死骸御見分取扱控

九月

石井住右衛門

御引渡人稲部市五郎死骸御檢分前後取計

一御引渡人元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎儀、七月廿七・八日頃方

時候相障痲疾之症二而下利有之不快之旨訴置候、番人共方申出候

二付早速懸り役相詰、御医師畑道意調藥療治申付置候処、八月

十四日頃方水氣有之、食料等茂相減候得共氣分相變候儀者無之処、

同月廿二日頃方疲労相募、食事不相進次第衰弱強、不輕容体二付、

則容体書差添江戸表江同日宵立飛脚兩人差立申候

一翌廿三日夜、容体差重り候二付、猶又江戸表江十四時刻付御飛脚

差立之

一同廿四日、弥不相勝候二付、御手医師畑道意・高橋順庵相談之上、

懷法加減之調劑種々相尽、看病人共無油断介抱致候得共養生不相

叶、廿五日午ノ刻過致死去、依之懸り役并御医師御徒士目付立会、

死骸相改候処別条無之候

一右二付、江戸表江十二時刻付飛脚差立、猶又勤番之儀申渡之

一右二付、死骸囲置候箱一組

一囲候塩并通し道具

一大盥 一ツ

一手桶柄杓共 一通り

一白帷子白帶白頭巾

一異変之節死骸持夫 拾五人 一弓張挑灯

一高張挑灯 一ツ

一足塩

一箕 二枚

一茎とり 大小忒ツ

一箒 忒本

右之通早速用意出来候

一塩囲取扱人定番足輕八人之者江申達候

一死骸塩二而囲置候箱寸法左之通

一長サ五尺八寸 横忒尺八寸 高サ忒尺

右段板上々八分板二而三段二仕立、上一段四方栓留、下忒段釘

相詰箱仕立候、箱之隅江水抜穴五分廻ニして、四ツ五ツ明之、

下据板一枚足付ニして入、尤水之抜候様三分廻り之穴まばらニ

明之、右箱載候上、戸船底ニ致し下樋を仕置、水抜候様二拵、

敷板切抜畳之縁へ懸り候程ニ致、其上箱載置之

一右囲置候塩、通し塩ニして茎無之様、懇ニ相拵候事

一掛り之面々相詰大盥江湯を入、死骸を懇ニ手拭ニ而為洗塩囲致候、

右仕様ハ拵候箱相囲之内江入、塩ハ箕ニ而手明番人ニ為運、掛り

之役致差図、右箱之底江下据板を置、其上江塩を敷、死骸江白帷子、

白帶、白頭巾を冠せ仰向ニ直し、其上江塩詰、間々を入念塩をな

らし、蓋をかけ大細引三所江かけ棒を通し、持夫拾五人申付置候

一異変之節、懸り役、物頭、御徒士目付、番士、其外定番足輕引纏

ひ、無常門通り北横町觀音院江引取候様手当申付置之

一死骸塩囲ニ致候後、掛り役并御徒士目付時々見廻り相改、塩引候

処へ足塩入之、初之如ならし置候

一市五郎死骸為見方、筒井紀伊守様組与力稲沢弥一兵衛、中村次郎

八、同組同心三人中田圓助、飯田一藏、佐久間伝藏罷越候由二而、

左之書面写三通御渡有之候由二而、江戸表方到来

先達而御領被仰付置候阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎儀、今般病

死之趣御届被申上候二付、右死骸為見分拙者共罷越候二付、為心得左之通及御達候

一御証文下り次第、江戸表出立四日七日市表江着、翌日見分之積、

其節預り家来衆一人番足輕并致療治候醫師可被差出候

一道中休泊二付、杓枚及御達候御領内江入候者、道案内之<sup>(尾輕カ)</sup>輕御差出之儀二心得罷在候

但旅宿之儀茂与力一人分二軒ツ、同心三人二而一軒御申付之儀二存候

右之趣二付、筒井様江問合候処、兩人合宿二而不苦候よし、一彼地出立之儀者見分翌日致出立候、右為御心得及御達候趣、別紙名前書一枚差送申候、以上

筒井紀伊守組与力  
稲沢弥一兵衛  
中村次郎八  
同 同心  
中田圓助  
飯田一藏  
佐久間伝藏

右之通死骸為見分罷越申候

八月

休泊割

昼休

泊

昼休

泊

わらひ宿

大宮宿

鴻巣宿

熊谷宿

昼休

泊

昼休

着

右之通二有之候

八月

従是御在所

右之通江戸の八月廿八日立、御飛脚二而申来ル

一見分使与力衆宿中本町上野新右衛門、同心衆宿同所松井瀧藏旅宿相勤候様、町奉行方申付ル

一与力衆同心衆供廻り宿、木屋太郎右衛門江申付ル

一異変之節見分使引退場、西者金剛院、東ハ永心寺江引取候之様申付置候

一掛り役之面々、待合町宿下本町新井染藏江申渡之

一見分使旅宿并困場迄之道筋見分として掛り役并夫々役人罷越候事

一障子張替之

一旅宿両宿江上湯殿居風呂并上雪隠取建之、見分使通行之道筋掃除、

火之元用心等<sup>(村カ)</sup>林々町々江其向々方申渡之

一江戸表去ル四日立之御飛脚来着之事

一八月廿九日、御用番水野越前守様二而被成御渡候御書付写、昨

便<sup>(夜カ)</sup>到来

「前田孫八郎江

其方江引渡有之候、元阿蘭陀小通詞

末席稲部市五郎死骸為見分、筒井<sup>(村カ)</sup>

紀伊守組与力稲沢弥一兵衛、中林次郎八、

同心三人差越候間可被得意候

一九月三日、町奉行筒井紀伊守様ニ而御渡御書付写、同便是亦到来

筒井紀伊守組与力

稻沢弥一兵衛

中村次郎八

同組同心

中田圓助

飯田一藏

佐久間伝藏

右之もの共阿蘭陀小通詞市五郎死骸為見分、明日江戸表致出立候事

子九月三日

一九月六日、見分使先触并休泊付等、富岡町方相達ス、左之通

表書ニ伝馬宿繼証文

馬七疋從江戸上野国七日市迄上下可出之、是ハ彼地江為御用、

筒井紀伊守組与力稻沢弥一兵衛、中村次郎八、同組同心三人罷

越候ニ付、四疋者弥一兵衛、次郎八、同心三人江忝疋宛相渡之

者也

天保十一  
九月 越前印

右宿中

覚

江戸町奉行

筒井紀伊守組与力

一馬忝疋

内忝疋人足忝人二代

一賃人足五人

右者御用ニ付、明四日江戸出立上州七日市表江罷越候間、書面之人馬宿々無遅滞可差出候、尤休泊之儀者別紙之通相心得手当可致候、以上

子九月三日

稻沢弥一兵衛 印

稻沢弥一兵衛

一上下六人ニ付、宿忝軒用意可致候  
一右先触上州七日市表ニ而可相返候

休泊割

四日 昼休 泊

五日 昼休 泊

六日 昼休 泊

七日 昼休 泊

わらひ宿  
大宮宿  
鴻巣宿  
熊谷宿  
本庄宿  
藤岡宿  
富岡宿  
七日市町

右之通ニ有之候

子九月三日

從江戸上州  
七日市迄  
右宿々  
問屋中

覚

御証文

一馬忝疋

内忝疋人足忝人二代ル

一賃人足五人

右者御用ニ付、明四日江戸出立上州七日市迄罷越候間、書面之人馬宿々無遲滞可差出候、尤休泊之儀者稻沢弥一兵衛方相触候通心得手当可致候、以上

子九月三日

中村次郎八 印

江戸町奉行

筒井紀伊守組与力

中村次郎八

御証文

一馬忝疋

但人足忝人二代ル

一賃人足三人

右者御用ニ付、明四日江戸出立上州七日市迄罷越候間、書面之人馬宿々無遲滞可差出候、尤休泊之儀之者稻沢弥一兵衛先触之通心得手当可致候、以上

子九月三日

佐久間伝藏 印

飯田一藏 印

中田圓助 印

從江戸

上州七日市迄

右宿々

問屋中

宿老軒用意可致候

一 上三人  
一 下二人

此先触拙者共上州七日市着之節可相返事

一 上野国七日市江為御用、町御奉行筒井紀伊守様御与力稻沢弥一兵衛殿、中村次郎八殿、同御組御同心衆、明四日曉六ツ時江戸御出立ニ付、水野越前守様宿繼御証文御写忝通、御先触三通被成御渡候間、則差越申候、此趣先々相触、馬急度全用意相待無滞様可被致候、以上

子九月三日

御伝馬役

馬込平八 印

覚

御証文

一馬忝疋

但人足忝人二代ル

御証文

一馬忝疋

但人足忝人二代ル

江戸町奉行

筒井紀伊守組

中田圓助

飯田一藏

從板橋上野国

七日市迄

問屋中

一見分使弥当四日江戸表出立、同六日藤岡泊二而七日市着之旨、先  
触并休泊付相達候二付、夫々手当申付候

九月六日

一見分使藤岡止宿二付、旅装束二而物頭掛り役石井住右衛門、若党  
式人、槍、挟箱〔異筆〕、草り取召連、同所迄罷越与力衆同心衆江  
不残及面談候

但此節為見迎銘々江干菓子一軒ツ、差出之、同人衆江不案内之  
儀二付御差図被下度、懇二相頼也

九月七日

一見分使御領内入二付、曾木村渡船場川端迄出役左之通  
一旅装束二而為出迎、物頭懸り役齋藤空之助、若党、鑓、挟箱  
〔異筆〕、草り取召連罷出ル  
一与力衆馳走人田嶋伊右衛門、同心衆馳走人毛呂濱右衛門  
一諸為取締地方下役彦人、案内御足輕四人  
先私小人四人、箒持式人  
一同所渡船場瀧之下江小休所補理候事  
一同所へ切飯、煮染、酒、肴等差出之  
但給任人、御徒士式人、  
御坊主兩人差出之  
一七日市入口方途中諸取締地方下役立附羽織且案内先私看板着御足  
輕式人、町同心式人差出之、箒持小人四人差出之  
一右同所方辻々迄警固足輕差出之、町家者町役人警固致候事

一右同所江宿之もの式人并本町検断町年寄何も上下着用出迎罷出、  
宿之ものハ直二附添致案内候事

一未ノ刻見分使参着、右二付与力衆宿中本町新右衛門へ用意之品左  
之通

- 一熨斗一台 一花生
- 一床掛ケ物 一浅黄絹袷服紗
- 一御証文箱白木桐 一染浴衣
- 一刀掛 一手拭かけ手拭共 一傘下駄〔兼り共々〕
- 一手水鉢 一金屏風 一煙草盆きせる共
- 一雪隠紙載台共 一膳椀 一玄関敷出し縁付莖
- 一夜具 一玄関へ幕
- 一門前桃灯二
- 右之通差出之
- 一宿上野新右衛門方差出候宿札左之通



一与力稻沢弥一兵衛方、中村次郎八方宿詰人左之通  
参着出立出迎送  
途中案内馳走人 田嶋伊右衛門 給任人  
刀取

御徒士

- 新井昌輔
- 和田道之進
- 山崎良藏

御坊主

御茶道 宮下幸作

給仕兼 加藤嘉全

料理方 御膳部

一 鯛二連 白木台載 宿上野新右衛門方

一 同心衆宿同所松井瀧藏江用意之品左之通

一 一敷斗一台 一床掛物 一花生

一 一料紙硯箱 一染浴衣三 一晒手拭三

一 一刀掛三 一手水鉢 一手拭懸手拭共

一 一下駄三足 一草り三足 一傘三本

一 一雪隠紙載台共 一玄関敷出し蒔 一煙草盆きせる共

一 松井瀧藏方差出候宿札左之通

中田圓助様  
飯田一藏様  
佐久間伝藏様  
御宿

坪 香物 平焼物 吸物、肴三種  
飯 湯  
一 若党江者 一 汁三菜、吸物、肴二種、酒  
一 下部江者 一 汁三菜、酒、肴同断  
一 一両宿供廻給仕人、宿方差出之  
一 木屋太郎右衛門方下宿供廻り之給仕人、宿方差出之  
一 一両宿共門前江警固番所壺ケ所宛補理逗留中  
一 一昼夜式人ツ、足輕番人差出之  
一 一右同所方筋手桶出之  
一 一右兩宿へ見廻二罷出候面々并詰人、給仕人共二上下着用  
但夜二入平服  
一 一掛り役物頭三人相揃、与力衆、同心衆江見迎罷出候節、唐饅頭一  
折ツ、給仕人を以差出之、尤同心江罷越候節、万事不案内之儀二  
付、宜御差図被下候様懇二相頼候処、委細差図有之、席を以差出  
候名前書左之通

一同宿詰人左之通

参着立出迎送  
途中案内馳走人 毛呂濱右衛門、給仕  
刀取 足輕三人、御茶道  
給仕兼 本多林助

御料理方

一 鯛二連ツ、三台 宿 松井瀧藏方

一 着無程、与力衆江御使者可被差出候処、此節御忌中ニ付見合候事

一 一菓子小折詰壺台宛、与力衆、同心衆へ給仕人差出之

一 御用人保坂庄兵衛、与力衆、同心衆宿々へ為見迎罷出ル

一 道中先触懸り役方返却銘々請取被申候事

一 一夕膳左之通差出之

皿 汁 酒

表書

御檢使之節差出候名前書

前田孫八郎家来  
本道外科兼  
手医師  
畑道意  
同家来  
物頭  
石井住右衛門  
同足輕



定番

飯塚房右衛門

井上幸右衛門

高橋定平

松井儀兵衛

市五郎死骸手返之者

足輕

加藤忠兵衛

石川代治郎

瀬下甚助

折茂(マ)碓助

右之通差出申候、以上

前田孫八郎家来

物頭

齋藤李之助

山崎城之進

九月七日

一与力衆明八日六ツ半時出宅、市五郎死骸可致見分、手当無滞様可被相心得之旨被申渡之

九月八日

一与力衆同心中江朝賄左之通

皿 汁

香物 飯 焼物

平 飯

一若党 一汁三菜、香之物共  
一下部江者 一汁二菜

一大手番所面番開之、御武器三ツ道具飭手桶等差出之

一中本町の上本町御陳屋入口喰違方表御門の方中御門迄之道、筋辻々

警固足輕差出之

一中御門迄之道之横通江幕張切之

一中御門脇つきの木下の方御門前迄布交之幕二而両側共二張之

一囲場入口番所三ツ道具飭手桶差出之番人足輕兩人

一囲場絵図面左之通 (120頁下段画像参照)

一囲江六ツ時揃二而上下着用相詰候面々左之通

一番士五人与力衆刀取御徒士式人同心衆同御足輕三人

一市五郎塩給仕人弘差配人御徒士目付小板橋元助

一市五郎塩御足輕目付桜井新藏弘手返之者看板着用定番足輕四人

一上草履取扱人

一御小書院江同刻上下二而相詰候面々左之通

掛り役、物頭、御医師、御祐筆、出迎人、御作事方、御徒士目付、

御足輕小頭御大工棟梁、大工共 御坊主

与力衆、刀取、給仕人、御徒士式人、同心衆、刀取、給仕人、御

足輕三人、小人、定番足輕看板着、飯塚房右衛門、井上幸右衛門、高橋定平、松井儀兵衛

一右相揃以上、与力衆、同心衆、両宿馳走人江懸り役、物頭より唯今見分使江案内罷在候様、使足輕を以申遣候処、無程罷越候行列

左之通

\*\*\*\*\* (以下、行列図。横向き) \*\*\*\*\*

袴羽織

町奉行同心 羽織立附 町奉行同心  
途中見計 先払

此間拾間程

袴羽織

町奉行同心

羽織立附 町奉行同心

同断

先払

\*\*\*\*\*

上下着用一刀

上下着用

羽織立附 町奉行同心

上野新右衛門

田嶋伊右衛門

先払

上下着用一刀

上下着用

羽織立附 町奉行同心

松井瀧蔵

毛呂濱右衛門

先払

\*\*\*\*\*

若党  
草り取

稲沢 若党 鐘

中村 若党 鐘

駕籠昇手六人

駕籠昇手六人

若党 草り取

若党 草り取

若党  
草り取

\*\*\*\*\*

中田

飯田

佐久間

駕籠昇手四人草り取 駕籠昇手四人草り取 駕籠昇手四人草り取

\*\*\*\*\* (以上、行列図) \*\*\*\*\*

一 旅宿出宅見歩使二番見歩使大手江差出之

一 与力衆、同心衆罷越候、尤乘輿可致候之処近場故、乘輿歩行路方

駕籠為致候事

一 掛り役物頭三人御玄関帳前ニ控居参り懸り御小書院江与力衆、御使者間上之間江同心衆致案内候

但其節刀取まら戸内控居

一 右着座之上、掛り役三人一同ニ罷出、与力衆、同心衆江会釈相濟退、次之間ニ控居

一 供之者休足所へ案内、小頭新藏相勤之

一 右畢而多葉粉、盆茶給仕人差出之

一 御用人罷出両席へ会釈

一 市五郎取籠置候場之絵図面并塩払差配人名前書付左之通

前田孫八郎家来

徒士目付

市五郎塩払差配人

小板橋元助

足輕目付

同 桜井新藏

右奉書半切上包美濃氏(つゞ)の右へ絵図面相添一同ニ差出候処、塩払差配人名前書付ハ差出ニ不及候旨、同心衆差図ニ付不差出之

但絵図面前ニ有之二付略之

一 市五郎死骸可致見分旨申聞候ニ付、物頭掛り役三人致案内囲座敷

上之間へ与力衆間を隔、同心衆都而絵図面之通着座之上、煙草、盆茶給仕人差出之

一 囲江用意之品々左之通

一 白木三方式ツ 一 毛氈壺枚 一 刀掛五

一 莖取大小四ツ 一 一みこ箒式本 一 羽箒三本

一 薄縁七枚 一 一手桶柄杓共 一 伽羅香合二入テ台載  
八寸共二圈内へ入之

一 鶏冠雄黄丁子油ニ而棟小香合ニ載台、白木八寸共五ツ

一 白木紗袷服紗壺丈八尺五寸横六尺壺ツ

一 上草り五足

一 浄手水道具壺通

一 与力衆、同心着座之上、鶏冠雄黄(ツ、シカ)一台ツ出之

中田圓助差図ニ而囲之入口為開之、塩払ニ取懸り候様申聞候ニ付、差配人手返し之者用意之品々持之、囲之内へ入

一 塩払ニ取懸り手返之者、箱之双方より細引解之棒并蓋を取□、籠

上之重ね之塩真中へ搔上ケ置、上之重ね之栓板取放し、塩ハ手前

之方へ捨落し、下ニ而莖取へ入囲之外江運之、面部之処塩取除、

夫方足之方迄払之、擬之処手ニ而随分入念損し不申候様ニ静ニ払、

面部之処よりは二至迄上之処不殘皆払候節、圓助方一統江可致案

内旨申聞候、此節用意之薄縁箱之四方へ縁之懸り役壺人、与力衆、

同心衆へ案内致し候処、一統囲之外立双、此節冠せ置候頭巾を為

取、帯を解せ、帷子之前を開かせ、骸之塩羽箒ニ而はらわせ、能

く相改、無殘懇ニ死骸被致見分候而、稲沢弥一兵衛懸り役へ向、

市五郎死骸致見分候処、病死ニ相違無之、見分相濟候旨被申渡候

ニ付、其節口上ニ而御請相濟、死骸へ用意之白木紗服紗掛之

但伽羅ハ塩払ニ取懸り候より不□焼

一 右見分相濟、元之座敷へ被相直候節、浄手水湯桶ニ而かけ手水ニ

而相濟

一 右相濟御手師畑道意、二之間へ呼出、市五郎病発方調薬相用候様

子、死去迄之儀、委細吟味有之答聞濟之上退候事

一 懸り役物頭石井住右衛門、二之間へ呼出、市五郎病発方死去迄之

儀、委細吟味有之、夫々相答聞濟之上引取

但脇差ハ詰居候処ニ而取

一 市五郎病死之節、当番四人足輕、飯塚房右衛門、井上幸右衛門、

高橋定平、松井儀兵衛、各呼出し前断之吟味有之、答聞濟之上引

取

但此節与力衆兩人縁側際迄出ル、其節脇差勝手ニ而取

一 右相濟猶又御小書院江致案内候上、机差出候様被申聞候間、則

(異筆)机三ツ、料紙、硯箱相添差出候処、此節口書同心衆被相認

候様子ニ付、掛り役共勝手江引取申候

一 掛り役石井住右衛門、御手医師畑道意、段々呼出し、与力衆、同

心衆列座、佐久間伝蔵方口書為読聞調印可致旨被申聞候、足輕四

人ハ御使者間縁側江差出、列座同断、同人方為読聞調印可致旨申

聞候、調印相濟退引

一 右口書左之通

前田孫八郎家来

物頭役

石井住右衛門口上

子五拾一歳

一元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎義、不屈之儀有之永牢被 仰付、

十一ヶ年以前寅年五月廿一日、主人先代大和守江御引渡相成、在

所江差遣、流人之取扱ニ而生涯箆置候様被仰渡候ニ付、在所上州

七日市表へ差遣取箆所補理差入、番人足輕共昼夜兩人宛附置、其

節の諸事父字右衛門江指揮仕候様、右跡者万端私預り二而時々心付罷在候、然候処市五郎義、当七月廿八日頃方時候二而気分相勝不申様子二付、同家医師畑道意江申付療治為致候処、腫相発、其上下痢有之、追々勞強様子不並候間、江戸表同家来共江申遣、当療養手当為仕候得共、次第二差重り同八月廿五日昼九ツ半頃病死致し候二付、右之趣即日飛脚を以江戸表へ申遣、同月廿七日主人家来共の御届申上候処、今般各当地江被成御越、市五郎死骸御見分之上、病中之様子再応御尋受、前書之趣申立候儀二有之、右之外子細曾無之、病死相違無御座候間、此段御聞濟奉願候

九月八日

石井住右衛門 印

稲沢弥一兵衛殿

中村次郎八殿

前田孫八郎家来医師

本道外科兼

畑道意

子廿七歳

一元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎義、不届之儀有之永牢被 仰付、十一ヶ年以前寅年五月廿一日、主人方江御引渡二相成候後、在所七日市表へ取籠所補理差入置候処、其節の同家来本道高橋順庵、外科黛柳軒江被申付相預り罷在候処、其後五ヶ年以前申年五月中主人先代大和守参府之節、右兩人供致し江戸表江罷越候二付、右跡者私江被申付相預り罷在候処、当七月廿八日頃方時候中二付下痢有之候二付、緩和剂廿八日相用手当仕候処、腫氣相発食事等茂通兼候之間、其段同家来石井住右衛門江申聞候、当種々療養仕候得共、次第二勞強追々差重り、養生不相叶届、同八月廿五日昼九

ツ半頃病死仕候儀二御座候、当御尋受候得共、委細前書申上候外、子細曾而無御座候、此段御聞奉願候  
右之通少茂相違不申上候

子九月八日

畑道意 印

稲沢弥一兵衛殿

中村次郎八殿

前田孫八郎足輕

飯塚房右衛門

子三十四才

井上幸右衛門

子四十才

高橋定平

子貳拾八才

松井儀兵衛

子三拾九才

右四人申口

一元阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎義、不届之儀有之十一ヶ年以前寅年五月廿一日主人先代大和守江御引渡相成、其節の在所七日市表二取籠所補理入置、私共儀定番人被申付、日々昼夜二人ツ、致交代相詰心付罷在候儀二御座候、然ル処当七月廿八日、私共之内房右衛門、定平当番之節気分不宜由申聞候間、早速同家来石井住右衛門江申聞候処、同医師畑道意罷越様子見届加減之煎湯相用候得共、一体時候中之上、腫氣相発其上下痢有之、追々勞強次第二差重り、同八月廿五日昼九ツ半頃病死仕候儀二御座候、当病中様子御尋受候得共、委細前書申上候通り二而、外二子細曾而無御座

候、此段御聞濟奉願候

右之通少茂相違不申上候

子九月八日

松井儀兵衛 印

高橋定平 印

井上幸右衛門 印

飯塚房右衛門 印

稻沢弥一兵衛殿

中村次郎八殿

右口書直ニ調印無滞相濟、此席ニ而石井住右衛門、市五郎死骸之儀如何可仕候哉相伺候処、市五郎死骸并手馴候雜具共ニ取捨可然

旨被申渡之御請口上ニ而相濟

一市五郎死骸御見分相濟候ニ付、御用之筋茂御座候ハ、飛脚之申付置候間、御用状可被成御渡哉之旨申来候処、程近足候間、

不及其儀之旨ニ付、此方御用状計相渡、飛脚差立之

一市五郎死骸御見分万端無滞相濟候ニ付難有之旨、掛り役三人之者

罷出一礼済申述畢而、時刻ニ茂有之候間、昼賄掛合差出之

但与力衆江給仕御徒士、同心衆へ足輕之事

一汁五菜膳付吸もの肴ニツ

一供方江茂賄同様差出之

一右昼賄相濟候上引取ニ相成、送り之儀其外共参候節之通ニ付略之

一見分使旅宿々江被帰候而、浄行水相濟候之上左之通

一長熨斗 塗三方

一御料理 二汁五菜酒肴前同断

一若党へハ 一汁五菜酒肴

一下部へ者 一汁三菜酒肴

一掛り役物頭三人旅宿江一同罷出、今日之御礼口上取繕申述之

一御用人中兩人万端相濟候ニ付、旅宿江為挨拶被罷越、其節夫々江

御忌中ニ付御口上之処者不申述候段、相断被申候事

一与力衆式人江

一 生絹壹疋宛

一 御樽代七百疋宛 服紗色台白木八寸

包のし

一金式百疋宛 与力衆若党四人

服紗包白つ木

一金百疋宛 同鍵持式人

同断 草り取式人

才領三人

一同心衆江

一 生絹壹疋ツ、

一 御樽代小判一枚ツ、 服紗色白木八寸

包のし

一金百疋宛 同心衆

草り取三人

服紗色白つ木

右之通為御登拶被遣之旨申述差出候之処、一同難有旨受納有之、

江戸江罷下り伺頂戴可仕候儀御座候者、江戸御屋鋪江御礼可罷出

候得共、先御礼宜申上呉候様、夫迄御預り申候旨申聞候

一市五郎死骸夜中弓張挑灯壹ツニ而密々天台宗金剛院江取捨之、尤

雜物共不殘

一板昇町人足

一見分使明九日出立ニ付、先触問屋江差出之

九月九日

一朝賄例之通

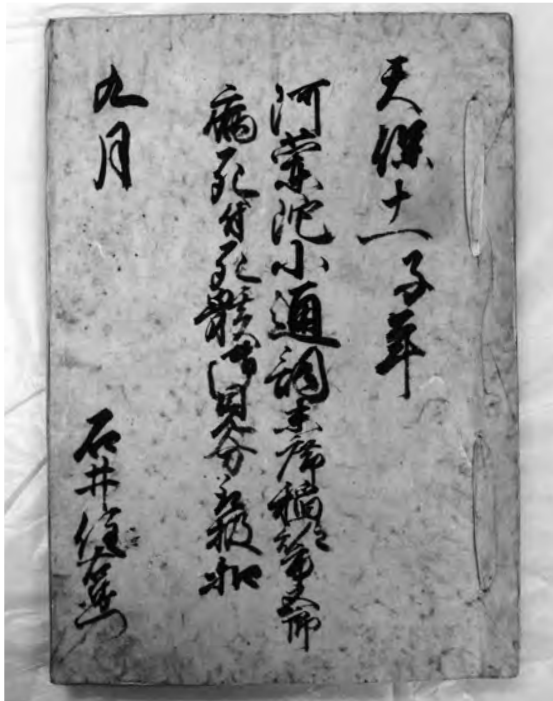
一見分使出立二付、御領内境曾木村小休所迄為見立、掛り役山崎城之進、御馳走人毛呂濱右衛門、同所迄罷越候、此節与力衆、同心衆へ菓子煎茶等差出之

一先払辻囲箒持等都被參候節之通二付略之

一右之通無滞相濟候二付、掛り役物頭方江届有之

一右相濟所等御作事方江申付早速取崩し候事、北新田牢屋江遣之

北新田牢屋江



【史料表紙】



【見分使宿札】

(「阿蘭陀小通詞末席稲部市五郎病死二付死骸御見分取扱控」)